

(重点事項)

## 災害に強い森林づくり緊急対策 (～安全で安心な森林の再生に向けて～)

### 1 要求理由

我が国は、急峻な地形、複雑かつ脆弱な地質、多発する地震等の条件下にあり、加えて台風等の厳しい気象条件から山地災害が発生しやすい。また、四方を海に囲まれていること等から、津波等の災害にも見舞われやすい条件下にある。特に昨年の度重なる台風の襲来や大規模地震等により甚大な山地災害等が発生し、尊い人命や財産が失われたほか、農山村地域においては交通網の途絶による孤立集落が生じたことなどを踏まえ、「災害に強い森林づくり」のための森林の整備・保全に対する国民の要請が高まっている。

また、地球温暖化防止対策の観点から、森林吸収源10ヵ年対策に基づき、保安林において適切な保全を図っていく必要がある。

しかしながら、公共事業を取り巻く厳しい財政事情等から、荒廃地等における保全対策、機能低位な保安林における森林の整備・保全が適切に実施されず、国土保全対策のみならず地球温暖化防止対策にも支障を及ぼすことが懸念される場所である。

このため、徹底的なコストの縮減等効率化を図りつつ、山地災害等の発生の危険性の高い箇所等に一層の重点化を進めるとともに、他の防災行政機関との連携も図りながら、安全で安心できる豊かな暮らしの実現に向けて、災害に強い森林づくりを緊急かつ積極的に推進する。

### 2 事業内容

#### (1) 民有林と国有林を一体とした治山対策の一層の推進

国有林と民有林が近接し、同時に対策を講じる必要のある流域において、効果的・効率的な事業実施の観点から、流域の復旧・保全方針を協議し、国と都道府県が連携して一体的に治山施設の整備、防災林の造成等を総合的に実施する特定流域総合治山事業を創設

#### (2) 機能低位な保安林の緊急かつ計画的な整備

機能の低位な保安林が多く所在する流域において、流域保全の観点から、「保安林整備重点化計画」を策定し、これに基づき重点的に保安林整備を推進

(3) 水源荒廃地改善特別対策の推進

荒廃地域が集中している水源流域において、緊急かつ総合的に奥地保安林保全緊急対策事業を実施。

また、溪流や既設の治山ダム等に異常堆積した流木、土砂等は防災上も支障があるほか、水質の保全や溪流生態系の保全上も問題があることから、治山施設等の整備と併せて溪流等に異常堆積した流木、土砂等の除去を一体的にできるよう措置（奥地保安林保全緊急対策事業の拡充）

(4) 流木災害防止対策の推進

広範囲にわたって風倒木被害が発生しているなど流木災害の発生のおそれの高い地区において重点的に流木対策を実施【砂防事業と連携】

また、治山施設の整備による崩壊地等の復旧整備を実施する際、豪雨等により発生した崩壊地等から倒木等が流出し、下流に被害を与えるおそれのある箇所を対象として、治山施設の整備と併せて溪流沿い等の森林整備（本数調整伐等）を一体的に実施できるよう措置（山地治山事業の拡充）

(5) 孤立型集落緊急防災対策の推進

地震等の災害時に孤立するおそれが高い山村集落等に係る山地災害危険地区対策を重点的に実施

(6) 海岸防災林緊急整備対策の推進

海岸侵食等により、津波等に対して十分に機能し得ない潮害防備保安林等の緊急整備を実施